

2015年4月20日

都留文科大学
学長 福田 誠治 殿

東京公務公共一般労働組合
中央執行委員長 中嶋 祥子
青年一般支部（首都圏青年ユニオン）
執行委員長 神部 紅
都留文科大学学生ユニオン
共同代表 栗原耕平・藤川里恵

2015年3月12日付「団体結成不承認通知書」に関する質問状および要望書

2015年3月12日付「団体結成不承認通知書」が交付されましたが本件について下記の通り質問致します。なお、本質問状については上部団体 首都圏青年ユニオンのホームページ上にも掲載いたします。

- 1, 同文書には不承認の理由として「学生の本分は勉学に励むことであり、労働組合を組織すること、法律的事項の交渉を行うことなどは、学内における団体結成として好ましくない」とあります。私たちはサークル承認を正式な手続きを経て一度承認されたにもかかわらず、一方的に取り消されており。なぜ学内における団体結成が好ましくないのか、今回の一連の手続きおよび不承認について判断する基準はどのようなものか、明示化されたものを提出し、改めて文書にて回答されるよう求めます。
- 2, 都留文科大学のホームページに「平成27年3月11日記者会見した『都留文科大学学生ユニオン』については、本学は団体結成承認をしておりません」という文章を掲載することは、正当な労働組合活動の妨害であり、憲法28条に反するものです。本状が届き次第、直ちに同掲示文書を削除されるよう求めます。万が一、削除されない場合は、削除されない理由を文書にて回答されるよう求めます。

労働基準法を守らない就労先である“ブラックバイト”は、学生の本分の一つである勉学を侵害し、学生の労働と生活を侵害するものです。大学は「団体結成不承認通知書」を撤回し、こうした問題解決のために積極的に取り組むよう求めます。

以上